

公共料金の見直しについて

公共料金の見直しについては、将来にわたり持続可能な行財政運営とするための取組の一つとして、藤沢市行財政改革2024において、受益と負担の適正化に資する見直しを行うこととしています。

また、公共料金の見直しサイクルについては、概ね3年に1度実施していますが、近年では、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の拡大による影響等を踏まえて、改定を見送りました。

今回は、令和6年4月の改定を想定し、公共料金の見直しに関する考え方やスケジュール等について、報告するものです。

1 見直しの基本的な考え方

(1) 見直しの目的

受益と負担の適正化を図り、社会的公平性を確保するために実施します。

(2) 算定基準

一般の市民が施設等を使用する場合と、営利活動で施設等を使用する場合の算出根拠に差を設定します。

2 見直しの対象

全ての公共料金（施設利用に係る使用料や証明書の発行に伴う手数料等）を対象とし、現在無料としている行政サービスについても見直しの対象とします。

ただし、次のものは除外または別途協議をします。

(1) 除外するもの

ア 法令に定めのあるもの

イ 国・県の基準や算定方式どおりのもの

ウ 市が料金設定するもののうち受益者負担割合が別に定める基準以上のもの

(2) 別途協議するもの

ア 審議会等の答申に基づき料金見直しを定期的に行っているもの

イ 現在無料の自転車等駐車場及び市民センター・公民館駐車場

3 受益者負担割合の算出方法

(1) 全体コスト（行政コスト）の算出

【手順1】

事業に係る全体コスト（行政コスト）を算出します。

＜全体コストに計上する費用＞

原則として次の費用を合算して算出します。

- ・ 使用料…資本費（用地・建物等取得に係る償還利子、減価償却費）
管理運営費（人件費、物件費、維持補修費）
- ・ 手数料…管理運営費（人件費、物件費、維持補修費）

(2) 「調整率」に基づく「基準コスト」の算出

【手順2】

全体コストを単位当たりコスト（各施設の面積や利用件数等によって割り出すコスト）に分割したものについて、行政サービスの利用区分に応じて決定する「調整率（50%～100%）」を乗じて、「基準コスト」を算出します。

ア 一般の市民を対象とするもの

(ア) 一般市民に係る行政サービス

A 享受が必需的なサービス
単位当たりコスト×50%

B 享受が任意的な行政サービス
単位当たりコスト×75%

(イ) 特定の市民に係る行政サービス

C 享受の必要度が高いサービス
単位当たりコスト×75%

D 享受が任意的な行政サービス
単位当たりコスト×100%

イ 営利活動を対象とするもの

単位当たりコスト×100%

(3) 受益者負担割合の算出

【手順3】

事業に係る基準コストと現行料金を比較して受益者負担割合を算出します。

＜計算式＞

$$\frac{\text{現行料金}}{\text{基準コスト（単位当たりコスト} \times \text{調整率）}} \times 100 = \text{受益者負担割合（\%）}$$

4 改定料金案の算定

改定料金案の算定にあたっては、急激な市民負担とならないよう、受益者負担割合に応じて、下表のとおり「改定率」を設定します。

原則として、この「改定率」を現行料金に乗じて、改定料金案を算定しますが、営利活動を対象とするものについては、「改定率」の最大値を乗じます。

また、「改定率」の範囲内で、県内各市及び類似都市の料金等との均衡を考慮し、改定料金案を算定します。

今回の改定率(令和5年4～5月に設定)

改定作業年度 区分：受益者負担割合	R5年度
50.0%～66.7%未満	--- %
25.0%～50.0%未満	--- %
16.7%～25.0%未満	--- %
12.5%～16.7%未満	--- %
10.0%～12.5%未満	--- %
10.0%未満	--- %

(参考) 過去の改定率

改定作業年度					
R2年度	H29年度	H25年度	H22年度	H19年度	H16年度
見送り	120 %	見送り	120 %	110 %	120 %
	130 %		130 %	110 %	130 %
	140 %		140 %	110 %	140 %
	150 %		150 %	110 %	150 %
	160 %		160 %	110 %	160 %
	170 %		170 %	110 %	170 %

＜改定料金の算定例＞

「基準コスト 1,000 円」で「現行料金 500 円」の場合 → 受益者負担割合 = 50%
 受益者負担割合が 50% の場合 → 改定率 (前回の数値参照) = 120%
 → 「現行料金 500 円」 × 「改定率 120%」 = 改定料金案 600 円

5 今後のスケジュール (予定)

令和4年10月～1月	コスト分析、対象事業ヒアリング
令和5年 2月	市議会2月定例会 中間報告 (受益者負担割合区分に応じた対象件数一覧等の報告)
4月～5月	改定率の設定、公共料金改定案の作成
6月	市議会6月定例会 公共料金改定案の報告
9月	市議会9月定例会 条例改正案の上程
10月～3月	市民周知
令和6年 4月	公共料金の改定

公共料金の改定時期については、現在、令和6年4月1日に改定する予定としていますが、長期化する新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等の影響による原油価格や物価の高騰状況を踏まえ、今後、慎重に検討していく予定です。

(財務部 財政課)